

【よくあるお問い合わせ】

- Q 1 市から申請書が届きましたが、公務員の場合はどうすればよいですか。
- A 1 公務員の場合は職場へ申請していただくようになります。申請時期や申請方法などについては、ご自身の職場へお問合せいただきますよう、お願いいたします。
- Q 2 算定児童とはなんですか
- A 2 児童手当の支給対象ではないが、子どもの人数のカウントに含まれる児童をいいます。法改正前では、高校生年代（中学校卒業後から18歳に達する年度末までの児童）、法改正後は、19歳から22歳に達する児童をいいます。
- Q 3 高校生年代の児童が算定児童として登録されているか知りたいです。
- A 3 東御市で児童手当を受給しており年齢制限で支給対象外となった児童は、原則、登録されています。**出生や、転入した時点から子が同一世帯であれば、「算定児童」として登録されています。**
- Q 4 申請に必要なものはなんですか。
- A 4 市ホームページにある「手続き要否確認フローチャート」から必要な請求をを確認します。請求書に合わせて添付書類が必要となるので、